共同住宅における一般廃棄物保管場所設置の手引き

（令和６年６月改訂）

福岡市内に、住戸数が３戸以上の共同住宅を建築する際は、建築確認申請の前に福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、一般廃棄物の保管場所を設置しなければなりません。また、この設置にあたっては福岡市長(環境局)への届出が必要です。(福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。) 第 16 条の２)

○届出に必要な書類等

①共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書(様式第４号)

②建築基準法施行規則別記第２号様式に規定する確認申請書の写し、若しくは、ワンルーム事前協議書又はそれに準じるもの

③建築基準法施行規則第１条の３第１項中(い)に規定する付近見取図、配置図及び保管場所設置階平面図又はそれに準じるもの

④一般廃棄物の保管場所の立面図(設置基準を満たすことが確認できるもの)

下記ウに該当する場合のみ、下記⑤も必要

⑤持ち出し(下記ウ参照)についての承諾書等(自治会・町内会長等の署名があるもの)

※ 注意事項

ア 設置した保管場所が、届出内容と相違する場合、ごみの収集は原則できません。

イ 届出の後、届出事項を訂正する場合は、その都度共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書を提出しなければなりません。

ウ 建築予定地が収集経路に面しておらず(裏面の設置基準２(1)参照)保管場所の設置ができないが、地域で定められた排出場所へ排出すること(以下「持ち出し」という。)について、自治会・町内会等から承諾を得ており、当該承諾について確認できる書面提出がある場合は、一般廃棄物の保管場所を設置しないことを認める場合があります。この場合、上記①～④に加え、持ち出しについての承諾書等(自治会・町内会長等の署名があるもの)の添付が必要です。

【条例(抜粋)】

第 16 条の２　共同住宅で規則で定めるものの建築(建築確認申請等を要する増築、改築及び移転を含む。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

２　前項の規定により一般廃棄物の保管場所を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

【規則(抜粋)】

第６条の３　条例第 16 条の 2 第 2 項の規定による一般廃棄物の保管場所の設置の届出は、共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書によらなければならない。

２　共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書を届け出た後に当該届出書の記載事項を訂正する場合は、その都度共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書を提出しなければならない。

届出・お問い合わせ先
福岡市中央区天神一丁目８－１(福岡市役所 13 階)
福岡市環境局循環型社会推進部収集管理課
(電　話)０９２－７１１－４３４６
(ＦＡＸ)０９２－７３３－５９０７

共同住宅における一般廃棄物の保管場所の設置基準等

(規則第6条の2第1項及び第2項の補足等)
以降説明文中「一般廃棄物の保管場所」は「ごみ置き場」と表記しています。

1　規則で定める共同住宅とは、住戸の数が３以上の共同住宅に供する部分を有する建築物をいう(３戸以上の共同住宅が対象)。

2　ごみ置き場の設置基準は、次の各号のとおりとする。

(1) ごみ置き場は、**収集車両が通行可能な道路(公道)に面して**一般廃棄物の取り出し口を設置し、収集車両が**横付けして、容易に収集できる**ようにすること。ただし、ごみ置き場を道路に面して設置できない場合は、収集車両が前進のままでごみ置き場に容易に寄り付き、通り抜けができる道路又は転回路を設けること。
　また、収集車両が桁等の下を通過する必要がある場合は、その高さを3.1メートル以上確保すること。

(2) ごみ置き場は、**①可燃ごみ用、②不燃ごみ及び空きびん・ペットボトル用として、それぞれ設置し、明確に区分すること(保管場所は２箇所必要)。**
　また、その見やすい場所にそれぞれの保管場所である旨の表示をすること。

(3) ごみ置き場は、取り出し口を除き、コンクリートブロック等によりその周囲を囲うこと。ただし、**住戸の数が10以下の共同住宅**においては、不燃ごみ及び空きびん・ペットボトル用のごみ置き場は、**区画線により明示することで囲いに代えることができる。**

(4) ごみ置き場の**取り出し口は、幅1.5メートル以上**(ごみ置き場の面積が**1.5平方メートル以下の場合は、１メートル**)、**高さ1.8メートル以上**を確保すること。
　また、取り出し口に開閉扉等を設置する場合は、外側に180度開く観音開き戸、引き戸等とし、収集車両への積み込み作業に支障がない構造とすること。

(5) ごみ置き場は、収集車両への積み込み作業の安全を確保するため、換気、採光、排水その他必要な措置を講じること。

(6) ごみ置き場の周辺は、収集車両への積み込み作業のための十分な空間を確保すること。

(7) ごみ置き場及びその周囲は、ねずみが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにするとともに、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。

(8) **可燃ごみ用**のごみ置き場は、洗浄ができる**給排水設備を設ける**こと。

(9) ごみ置き場の面積は、①可燃ごみ用、②不燃ごみ及び空きびん・ペットボトル用**それぞれに、0.167平方メートルに住戸の数を乗じた面積以上**とすること。ただし、**単身者用の住戸(ワンルーム等で専用床面積が35平方メートル以下のもの)については、その面積の３分の１以上の面積**とすること。
　また、算定した結果、面積が１平方メートル未満である場合は、**最低面積１平方メートル以上を確保**すること。なお、**ごみ置き場の面積については、壁芯面積でなく、内法の有効面積で計算すること。**

様式第4号

共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者
住　所
氏　名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕
電　話

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>建築物の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>建築物の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住戸の数</td><td>居住室が2以下の住戸(専用床面積が35平方メートル以下の住戸に限る。)</td><td>戸</td><td rowspan="2">合計　　戸</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般廃棄物の保管場所設置の有無</td><td>可燃物保管場所</td><td colspan="2">設置(　　㎡)・持ち出し</td></tr>
<tr><td>不燃物及びびん・ペットボトル保管場所</td><td colspan="2">設置(　　㎡)・持ち出し</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="3">・建築基準法施行規則別記第2号様式に規定する<u>確認申請書の写し</u>又はそれに準じるもの
・建築基準法施行規則第1条の3第1項表中(い)に規定する<u>付近見取図</u>、<u>配置図</u>及び<u>保管場所設置階平面図</u>又はそれに準じるもの
・一般廃棄物の<u>保管場所の立面図</u>
・持ち出しの場合のみ
持ち出しについての承諾書等(自治会・町内会長等の署名があるもの)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

物件所在区の生活環境課へ「家庭ごみの収集依頼届出書」が提出された後に、ごみ置き場を確認しておりますが、「共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書」の届出内容と異なるものが設置されており、改善を指導する事例が発生しております。

届出内容に変更がある際は、原則、共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書を再度提出しなければなりません。

【改善を指導する事例１】

取り出し口の高さが 1.8 メートル以上確保されていない。

(ごみ置き場は「屋根なし」と届出、実際は上部にメッシュフェンスが設置されていた。)



【改善を指導する事例２】

ごみ置き場の必要面積を満たしていない。

(ごみ置き場の中に、届出時の図面にない電柱等が設置されていたため、届出内容よりも面積が少なくなっていた。)



【その他改善を指導する事例】

・基準を満たさない既製品のごみ置き場（ダストボックス等）を設置している。

・取り出し口の幅が有効で 1.5 メートル(ごみ置き場の面積が 1.5 平方メートル以下の場合は、１メートル)以上、確保されていない。

参　考　資　料

１　店舗又は事務所等のごみ

店舗又は事務所等と併設する住居の用に供する建物(併用住宅)から排出される店舗又は事務所等のごみ(事業系ごみ)は、家庭ごみとして出すことはできません。詳細については市のホームページ等でご確認ください。

２　一般廃棄物保管場所の管理等(お願い)

（１）共同住宅の所有者、管理者及び居住者は、一般廃棄物の保管場所の管理をお願いします。

（２）一般廃棄物の保管場所の管理上、特に留意すべき事項は次のとおりです。

① 収集作業の支障となる場所に車両等の障害物を放置しないでください。

② 併用住宅については、一般家庭のごみ保管場所に事業系ごみが混入しないようにしてください。

③ 所有者若しくは管理者は、決められた日の夜にごみを持ち出すよう居住者に指導してください。
また、粗大ごみについては、粗大ごみ受付センター又は粗大ごみインターネット受付により事前申込みの上、収集日の朝に持ち出してください。

・ 粗大ごみ受付センター　TEL７３１－１１５３
(受付時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00　ただし、年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

・ 粗大ごみインターネット受付　https://sodaigomi-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/
(受付時間：原則として24時間受付対応　ただし、メンテナンス期間を除く)

（３）管理を怠り、市の収集体制に適合しない場合は、ごみの収集をしない場合があります。

３　収集車両の規格

収集車両の規格は、３トン車で概ね、高さ3.1m、幅2.2m、長さ6.6m、
車両総重量8トン程度です。

４　収集依頼について

共同住宅の管理者は、**住民が入居する１週間前までに、各区役所生活環境課に「家庭ごみの収集依頼届出書」を提出のうえ、ごみの収集依頼を行ってください。**

(連絡先)	東区生活環境課	電話番号　６４５－１０６１
	博多区生活環境課	電話番号　４１９－１０６８
	中央区生活環境課	電話番号　７１８－１０９１
	南区生活環境課	電話番号　５５９－５３７４
	城南区生活環境課	電話番号　８３３－４０８６
	早良区生活環境課	電話番号　８３３－４３４０
	西区生活環境課	電話番号　８９５－７０５０
	西区西部出張所	電話番号　８０６－９４３０

＊太枠内をご記入下さい。

家庭ごみの収集依頼届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

(届出者)住　　所

氏　　名

電話番号

(担当者名：　　)

※　法人の場合は、所在地、会社名、担当者名をご記入ください。

下記の内容にて、ごみの収集を依頼します。

届出事由	□新築　□置き場変更　□その他
所 在 地	福岡市　　区
建物名称	〔　　階建て〕
集合住宅・戸建ての別及び住戸数	□集合住宅 → 単身者用　戸 その他　戸 □一戸建て　合　計　戸 □事業所(店舗)有り　〔　　店舗 〕
置き場の有無等	□設置　□持ち出し　□家の前(一戸建て)
入居開始年月日	年　　月　　日
添付書類	□付近見取図(建物の所在地がわかる地図) □平面図(ごみ置き場の位置がわかる平面図) □その他(　　)
備　　考	

※　区役所記入欄

	ごみの持ち出し日	収集開始日
可燃ごみ	毎週　・　曜日	月　日(　)持ち出し分から
不燃ごみ	毎月　回目の　曜日	月　日(　)持ち出し分から
びん・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	毎月　回目の　曜日	月　日(　)持ち出し分から

委託業者指示	可燃	不燃、びん・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	粗大ごみ受付センター
確 認 欄	確認者氏名	確認日　月　日	